

令和4年8月

# 上天草市農業委員会会議録

令和4年8月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和4年8月10日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第 6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第 7 議案第5号 事業計画変更承認申請について  
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（8名）

職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜 4番 水野 美奈子  
6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重 8番 源 義通 10番 森 和敏

（事務局）

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（3名）

会長 西岡 光雄 5番 木嶋 たか子 9番 松本 光義

## 1 開 会

事務局（小松野）

ただいまより、令和4年8月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、8名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

本日は、上天草市農業委員会会議規則第15条の規定により、蓮田会長職務代理者が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 職務代理者挨拶

議長（蓮田）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（蓮田）

本日は8月の総会にご出席いただきまして、心からお礼を申し上げます。

暦の上では秋と申しますけど、まだまだ残暑が厳しいようです。どうか健康に注意されまして、この8月を乗り越えていきましょう。今日はお世話になります。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長（蓮田）

議事録署名を、4番、水野委員、7番、岩崎委員をお願いいたします。

## 4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（蓮田）

では、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池林）

説明の前に、議案及び図面の修正、追加がありますので、修正版を本日配付しております。差し替えをお願いします。

修正点は、議案第2号2番と3番の担当委員が反対になっていた点と、議案第4号4番が追加で申請があったため、今回の議案に追加しております。

では、説明に入ります。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△番△、地目は畑、面積1,372㎡です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南西の方向、約1.9kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田216㎡、畑3,138㎡、合計3,354㎡です。稼働力は1、農機具等は草刈機1です。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は申請人自ら耕作するということであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

昨日は暑い中、事務局、担当の方、お疲れでございました。議案第1号の1番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

譲受人は自営業と農業をされている方でございます。申請場所は、譲渡人が農家に貸して、タマネギを耕作されていたということで、すぐ耕作できる状態です。承認された後にはタマネギ、ジャガイモ、キュウリなどを作付する予定だそうです。（画面を）見てのとおり整地されており、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。何かご質問、ご異議はないでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（蓮田）

よって承認いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（蓮田）

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号1番です。議案は、本日配付している資料の1枚目をご覧ください。申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△△△、外1筆、地目は田2筆、合計面積411㎡です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北の方向、約1.6kmの辺りに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は土地購入費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われまます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地が譲渡人所有の農地であるため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水するとのことです。造成中の被害防除については、簡易な造成工事を予定しているため、被害等はなく、万一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

事務局のほうから説明がありましたけれども、個人住宅の建設ということで、現在、アパートに住んでおられるということで、子供さんも大きくなり、将来的なことを考えると個人の住宅を建てたほうがいいんじゃないか、という家族間の話合いで決められたそうです。

ほかに3か所ほど選定地を考えておられましたけれども、なかなか条件等が合わず、この場所に決められたそうです。造成については、あと10cm程度という話をされておりましたけれども、ほぼ造成の必要がないとおっしゃっておられました。あと、通路の申請も出ておまして、ほかに2区画、住宅建設の予定がなされているようですけれども、その中に入って行く通路が必要ということで、今回の申請を出されているようです。今度建てられる方も申請の方も、通路側に駐車場が来るみたいなので、どうしても通路が必要と話していました。排水については、すぐそばに側溝がありまして、そちらのほうに流されるということです。以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。それでは、質問はございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（蓮田）

よって承認いたします。

2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号2番です。議案は同じく本日配付している資料の1枚目をご覧ください。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□□□△△番外1筆、地目は畑2筆、合計面積1,129㎡です。

申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○〇〇から南の方向、約8kmの辺りに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は資材置場及び通路で、事業資金は土地購入費△△△万円、宅地造成費△△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われまます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね300m以内に○○○○○が存在するため、第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。また、申請地は抵当権の設定がされてあったため、抵当権者からの同意も得られております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は道路側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、造成工事は行わないため被害が生じるおそれはないとのことですが、万一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対応するとのことです。説明は以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（岩崎）

議案第2号の2番について、推進委員の岩崎が説明します。

昨日の現地確認、お疲れさまでした。申請地は、国道266号線の○○○○○から右に100mくらい入ったところにあります。

土地の所有者のお父さんが亡くなり、農業をする人がいなくなりまして、親戚である申請者に買ってほしいと打診されたそうです。申請地は道路に面して、自宅の横で管理しやすく、資材置場を造るのに適していると感じ、買うようにしたそうです。審議よろしく申し上げます。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。何か質問ございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（蓮田）

よって承認いたします。

3番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、番号3番です。議案は同じく、本日配付している資料の1枚目をご覧ください。

申請人は松島町の法人です。申請地の物件表示は松島町合津字□□△△△△番△、地目は畑、面積165㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇から南西の方向、約5.6kmの辺りに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は駐車場の増設で、事業資金は土地購入費△△△万円、造成費△△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意、及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、造成は隣接道路と同じ高さで行うため、近隣農地に影響はなく、完成後もガス、湧水等、農業への悪影響はないとのことです。万一被害が生じた場合は申請人が責任を持って対応するとのこと。説明は以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源）

議案第2号の3番につきまして、席番8番の源から補足説明させていただきます。

現地は、画面で自転車が写っているところが法人の事務所であります。この前が駐車場になっておりまして、説明のとおり駐車場が手狭になったということと、隣にある土地が現在耕作をされておらず休耕状態であるということから、この土地を駐車場にしたいという申請でございます。特に問題はないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。何か質問ございませんでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (蓮田) よって承認いたします。

#### 議案第3号 農用地利用集積計画 (案) について

議長 (蓮田) 議案第3号、農用地利用集積計画 (案) について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (塩田) 議案第3号、農用地利用集積計画 (案)、貸借権設定について、議案は6ページから10ページになります。

今回の農用地利用集積計画は、熊本県農業公社を通した利用権の設定の新規設定の計画のみ10件となっております。今回の農用地利用集積計画の内容は、利用権の設定をする人10名、利用権の設定を受ける人1名、利用権設定面積合計1万2,647㎡です。

内容の詳細につきましては議案のとおりであり、ここに記載されている計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。また、熊本県農業公社を通した利用権設定を行う予定の借手は、大矢野町登立地区の新規就農者であることを申し添えます。説明は以上になります。

議長 (蓮田) どうもありがとうございました。何かご質問ないでしょうか。

(異議なし の声あり)

議長 (蓮田) よって承認いたします。

#### 議案第4号 非農地通知交付申請について

議長 (蓮田) 議案第4号、非農地通知交付申請について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (池林) 議案第4号、番号1番です。議案は本日配付している資料の2枚目をご覧ください。申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□△△△番、地目は畑、面積415㎡です。



申請場所は、図面1ページ⑤、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約0.7kmの辺りに位置しております。

申請地の現況については、航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（蓮田） どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（益田） 議案第4号、1番について推進委員の益田が説明します。

昨日の現地確認、暑い中お疲れさまでした。ここは〇〇〇〇〇〇〇〇〇の上のほうになっております。私が知っている限りはもう何年と荒れています。雑木が10m近くあります。とてもじゃないですが、農地には向きません。説明は以上です。

議長（蓮田） どうもありがとうございました。何か質問ございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（蓮田） よって承認いたします。

2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池林） 議案第4号、番号2番です。議案は同じく本日配付している資料の2枚目をご覧ください。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△番、同じく字□□△△△番△、地目は畑2筆、合計面積590㎡です。申請場所は、図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.3kmの辺りに位置しております。

申請地の現況については航空写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（蓮田） どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎） 議案4号の2番について、推進委員の岩崎が説明いたします。

非農地確認は地元委員で、ということで松岡委員と二人で行って来ました。申請地は阿村の農道が真ん中に入っています。上下にあります。でも、実際行ってみたら雑木だけで、非農地やむなしと思いましたので、ご報告します。よろしくお願います。

- 議長（蓮田） どうもありがとうございました。何か質問ございませんでしょうか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（蓮田） よって承認いたします。  
3番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局（池林） 議案第4号、番号3番です。議案は同じく本日配付している資料の2枚目をご覧ください。  
申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町内野河内字□□△△△番、外6筆、地目は田4筆、畑3筆、合計面積4,859㎡です。  
申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～16ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約14.5kmの辺りに位置しております。  
申請地の現況については、現況写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。
- 議長（蓮田） どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。
- 2番（松岡） 松本委員が欠席ですので、代理として報告したいと思います。  
先月、現地確認はしております。当初、農地の再生をしたいということでしたが、住所が熊本市でありますし、そして、現地は木が茂っている状況の中で、非農地化でどうだろうか、ということで提案をしまして、非農地の申請になりました。よろしく申し上げます。
- 議長（蓮田） どうもありがとうございました。何かご質問ございませんでしょうか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（蓮田） よって承認いたします。  
4番について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局（池林） 議案第4号、番号4番です。議案は同じく本日配付している資料の2枚目をご覧ください。  
申請人は神奈川県川崎市の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□△△△△番、地目は畑、面積585㎡です。申請場所は本日配付している資料の3、4枚目をご覧ください。直線距離で○○○○○から南の方向、約22.4kmの辺りに位置しております。

申請地の現況については、現況写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

10番（森）

4号の4番につきまして、席番10番の森が説明いたします。

8月8日に山崎推進委員と一緒に午前11時から確認いたしました。（画面で）ご覧のとおり、平面のところは国道266号にかかっていますが、10mぐらいの高さまで雑木が山のように伸びておりまして、地籍の杭も手前の平面のところ一つだけ見つけることができましたが、中に入ることも全く不可能な状態です。また、この土地は長いこと耕作されておりませんし、申請者本人も神奈川県に住んでおられるということで、耕作するあてもないということでこういう申請になったと思います。よろしくをお願いします。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。何か質問ありませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（蓮田）

よって承認いたします。

#### 議案第5号 事業計画変更承認申請について

議長（蓮田）

議案第5号、事業計画変更承認申請について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第5号、番号1番です。議案は14ページになります。

申請人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番、地目は田、面積852㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細は17～18ページのとおりで、直線距離で○○○○から南東の方向、約2.9kmの辺りに位置しております。

申請地は、令和3年3月10日付で太陽光発電施設に転用される計画として5条許可を行いました。当初の計画者が計画を断念しており、現地は当時のままとなっております。今後は事業継承者が太陽光発電施設として利用することです。今回の申請に当たり、経済環境大臣に提出した事業継承を行った旨の証明書の写しを添付していただいております。説明は以上です。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第5号の1番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。事務局から説明がありましたので、ちょっと重複するかもしれません。

この案件は、2年前に太陽光発電の設置で申請され、承認された議案でございます。当初申請された会社が事業を断念されたため、今回申請された会社に事業を譲渡され、変更後も事業内容はそのまま継続するとのことです。隣接する家が2軒ありますけれども、隣接居住者の同意、隣接農地の同意、区長さんの同意も取れておりまして、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議長（蓮田）

どうもありがとうございました。何かご質問ございませんでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（蓮田）

よって承認いたします。

なお、続きまして事務局のほうからその他で説明がございますのでよろしく願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前10時00分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和4年8月10日

上天草市農業委員会 会長職務代理者

蓮田治佳

上天草市農業委員会 委員

水野美奈子

上天草市農業委員会 委員

岩崎國重